

妊産婦メンタルヘルス対策事業について

背景・経緯

- 近年、**妊産婦の死因として自殺が最も多く**、メンタルヘルスの取組が必要
- 精神障害を抱える妊産婦の支援に当たっては、**産科医療機関と精神科医療機関の連携が重要**
- 都は令和7年度、妊産婦メンタルヘルスの課題等の共有・必要な支援策を推進するためのヒアリング・検討会を実施

令和8年度取組

令和8年度予算額 44,244千円

区市町村・医療機関へのヒアリングや検討会での議論を踏まえ、以下の取組を実施

新 妊産婦等メンタルヘルス区市町村支援事業

精神科医等によるメンタルヘルス相談や事例検討会等を実施する
区市町村を支援 【補助基準額：3,000千円 補助率：1/2】

新 妊産婦メンタルヘルス従事者向け研修

区市町村の母子保健担当職員、精神科医、周産期母子医療センターの
MSW・心理職等向けの研修を実施

継 妊産婦メンタルヘルス対策検討会

妊産婦メンタルヘルスに関する施策の推進や関係機関による
ネットワーク構築に向けた検討会を実施

継 検索システムの運用保守・更新

妊産婦の診療が可能な精神科医療機関検索システムについて、運用保守及びリスト更新調査

<参考>妊産婦メンタルヘルスに資するその他の取組として、以下を実施

新 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援事業

メンタルヘルスの課題や基礎疾患のある妊産婦が、安心して精神科受診や薬物治療を行えるよう、相談体制を整備

新 産婦健診・1か月児健診の都内共通受診方式の導入

都内全自治体で産婦健診・1か月児健診を行えるよう、共通受診票を導入（令和8年10月開始予定）

支援対象・取組

